

保護者様

新潟県立加茂農林高等学校長

出席停止のお知らせ

お子さんは学校保健安全法に定められた感染症(疑い含む)により出席停止となります。
ご家庭におかれましては、医師と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。
なお、登校される際には、下記の学校感染症治癒証明書に医師から証明をもらい、学校へ提出してください。

<学校感染症と出席停止の基準>

病名	出席停止の基準
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他の感染症 ・溶連菌感染症 ・感染性胃腸炎他	(溶連菌) 適正な抗菌剤治療開始 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能 (感染性胃腸炎) 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

主治医様

お忙しいところ申し訳ありませんが、下記証明書のご記入をお願いいたします。

新潟県立加茂農林高等学校長 様

学校感染症治癒証明書

- 1 年 組 番 氏名 _____
- 2 診断名 _____
- 3 診断年月日 令和 年 月 日 () _____
- 4 出席停止期間 月 日 () ~ 月 日 () _____

上記の生徒は、他の生徒に感染の恐れがないことを診断します。

医療機関名 _____